

補助金等評価調書 平成29年度行政評価（シート1）

所管部課名	協働推進部	協働推進課	作成日	平成29年10月10日	No.	4
作成責任者(課長)氏名	増田 宗之	作成者氏名	長堀 武	電話	242	
補助金等名	自治会集会所建設費等補助金					
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 47年 月 <input type="checkbox"/> 不詳					
実施根拠	法令等の名称 平成28年度武蔵村山市自治会集会所建設費等補助金交付要綱					
補助区分	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 <input type="checkbox"/> その他 (説明)⇒ 補助対象経費の1/2(補助限度額あり)					
補助金等の概要	対象: (交付先)	市内の自治会				
	補助内容: (補助基準等)	市内の自治会が管理する集会所の建設等又は土地若しくは建物の借受けに要する費用の一部を補助するもの。補助限度額等は別紙のとおり。				
	意図: (目的、趣旨)	市内の自治会が管理する集会所等の維持に係る経費の一部を補助することにより、自治会活動の円滑化を図ることを目的とする。				
	実施結果: (具体的成果) ※28年度実績	申請自治会: 16自治会 交付自治会: 16自治会 交付額: 1,926,000円				
他市等の状況	26市中21市が、市内の自治会に対して類似した補助金を交付している。					
【評価指標】	指標名		単位	説明・計算式		
活動指標	①	補助金の交付件数	件			
	②	補助金の交付自治会数	自治会			
成果指標	①	集会所の整備等件数	件			
	②					
費用・成果の推移	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	備考		
交付金額(千円)	2,043	1,926	2,000			
うち一般財源	2,043	1,926	2,000			
所要人員(人)	0.04	0.04	0.04			
総コスト(千円)	2,381	2,265	2,337			
活動指標	①	15 件	16 件	- 件		
	②	12 自治会	14 自治会	- 自治会		
成果指標	①	15 件	16 件	- 件		
	②					
【交付団体等の決算・予算の状況等】 ※特定団体に交付の場合のみ記載						
単位: 千円	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	平成28年度の補助金の使途		
収入総額(千円)				交付金額(千円)		
収入内訳	市補助金			使 途 内 訳		
	会費					
	繰越金					
	事業収入					
	その他					
支出総額(千円)				各種割合		
支出内訳	食糧費、交際費			団体収入に占める補助金の割合		
	人件費			団体収入に占める繰越金の割合		
	事業経費			交付金額に対する繰越金の割合		
	その他					
過去の評価経過	協議会・委員会の意見要旨	<input type="checkbox"/> 補助金等検討協議会(平成20年度) <input checked="" type="checkbox"/> 行政評価委員会(平成24年度) 自治会活動の拠点となる集会所の必要性は高く、従来、複数の自治会が自己の負担において集会所を所有している。こうした中で、今後も集会所の老朽化等に伴い、これを所有する自治会には修繕費等の負担が見込まれることから、当委員会も本補助金に対して一定の意義を認めるものであり、二次評価で述べられているように、現行の予算規模をもって継続することが適当と判断する。 なお、本来、自治会活動は市の補助金等によらず、可能な限り自主的かつ自立的に運営されることが望ましく、自立的な財政運営を促進するため、自治会がその所有する建物等の資産を有効活用していく方途について鋭意検討されるよう付言するものである。				
	見直し等の状況	平成27年度から、集会所の取得及び物置の購入に係る経費も補助対象とした。				

評価項目	評価	確認項目（※ ○・×のどちらにも該当しない場合は、「-」を選択。）
一次評価	公益性	○ ① 市民からのニーズが大きい。
		○ ② 補助事業に類したサービスを提供可能な機関や団体が他にない。
		○ ③ 被交付者だけではなく、一般市民にも間接的な受益がある。
	効率性	○ ① 補助金の内容や補助額等について、過去5年以内に見直しを行っている。
		○ ② 補助額、実施手法等について、過去に他市等との比較を行った。
		× ③ 補助期間(終期)を設定している、又は設定の予定がある。
		(○の場合)⇒終期 平成 年 月
		○ ④ 必要最小限の補助であり、縮減や所得制限導入の余地はない。
		× ⑤ 補助額、補助率等の算定根拠を説明できる。
	(○の場合)⇒算定根拠 (説明)	
有効性	○ ① 補助基準が明確である。	
	× ② 補助金の成果について、具体的な数値目標等を設定している。	
	(○の場合)⇒目標内容 (説明)	
適格性	○ ③ 補助金の交付により、期待された効果が得られた。	
	○ ① 繰越額が補助金額を上回っていない。	
	○ ② 補助金に依存することなく、被交付者が自主財源の確保に努めている。	
	(○の場合)⇒取組内容 (説明) 会員からの会費及び会館使用料の徴収、資源回収の実施等により、自治会運営費の確保に努めている。	
	○ ③ 決算書だけではなく、帳簿や領収書等で用途の確認ができる。	
その他	- ④ 市税の滞納がないなど、被交付者が市民としての責務を果たしている。	
	○ ⑤ 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費の経費に補助金を充てていない。	
	○ ① 補助の目的、内容及び実施時期に緊急性又は優先度の高さが認められる。	
	(○の場合)⇒その理由 (説明) 建物の老朽化が進むと、防災上危険である。	
	- ② 成果向上のため、被交付者自らが活動内容の検証、改善等を行っている。	
	(○の場合)⇒改善内容等 (説明)	
二次評価	○ ③ 補助金に、市民との協働や市民の主体的な取組を促進する作用がある。	
	○ ④ 迂回助成(被交付団体から他団体への、補助金を原資とした助成)は行われていない。	
行政評価委員会意見	<p>【総合的意見(今後の方向性)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止</p> <p>(説明) ※「×」とした項目に言及しながら、所管課としての意見を具体的に記載ください。</p> <p>自治会集会所の管理に要する経費は、集会所を所有又は管理する自治会の負担となっている。一方で、集会所を所有しない自治会は、地区集会所などの公共施設を使用しており、その利用料は維持管理経費の一部を負担しているのみであるため、本補助金は、自治会活動における公平性を確保する上で、一定の意義があると考えられる。</p> <p>しかし、補助率や補助限度額については、過去に見直しを行っておらず、算定根拠が曖昧であることから、補助限度額等の見直しを図る必要がある。</p> <p>また、集会所を所有していない自治会が簡易倉庫を借り受ける場合や、自治会が管理する集会所以外の施設等が破損した場合の費用は補助対象外となっており、自治会から補助対象経費の拡充について要望があったことから、補助対象経費についても一部見直しが必要であると考えられる。</p>	
行政評価委員会意見	<p>【総合的意見(今後の方向性)】</p> <p><input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止</p> <p>(説明)</p> <p>本補助金は、自治会が所有する集会所の建設等に係る費用を補助することにより、自治会活動の円滑化を図る上で一定の意義があることから、継続することが適当である。</p> <p>なお、当面は現行制度のまま継続することとするが、建築から30年以上経過した集会所等が多く存在するため、今後は、集会所等の建て替え時期、費用等を確認し、補助内容の見直しについて検討していくことが肝要である。</p>	
行政評価委員会意見	<p>本補助金は、自治会活動を円滑にするとともに、自治会集会所を管理する自治会とそうでない自治会との間における費用の負担感を公平化する上で一定の意義が認められる。</p> <p>また、必要に応じて補助項目の見直しを行っていることや、過去の本委員会の意見に基づいて、自治会集会所の有効活用を促していることは評価できるため、今後も継続することが適当であると思料する。</p> <p>他方、自治会集会所の建て替え等のために積立てを行っている自治会とそうでない自治会があることから、自治会の財政状況を把握の上、引き続き自治会の自立的な運営を促進していくことが肝要である。</p>	

別 紙

区分	最低工事費等	補助率	補助限度額	備考
集会所の新築又は取得に係る経費	400,000 円	2 分の 1	3,000,000 円	集会所、自治会館その他これらに類するもので自治会が自己の用に供するものに限る。
集会所の増改築に係る経費	100,000 円	2 分の 1	500,000 円	
集会所の修繕に係る経費	50,000 円	2 分の 1	300,000 円	
物置の新築、増改築、購入又は修繕に係る経費	30,000 円	2 分の 1	200,000 円	物置、倉庫その他これらに類するもので自治会が自己の用に供するものに限る。
土地又は建物の借受けに係る経費		2 分の 1	200,000 円	集会所若しくは物置の用に供するもの又は集会所を利用するための駐車場の用に供されるものに限る。